

事務連絡
令和4年8月1日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）
衛生主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた
自宅療養者等の災害時の対応について（周知）

現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中、前線や低気圧の影響により全国各地で大雨による被害が発生しており、引き続き災害時における自宅療養者や濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）への適切な対応が求められています。このことについては、「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について（周知）」（令和3年9月27日付け事務連絡）（別添）にて周知しているところですが、当該事務連絡をご確認いただくとともに、改めて下記についてご留意の上、適切に取り組まれるようお願いいたします。

また、これらについて、貴管内市町村の防災担当主管部局及び衛生主管部局に周知するとともに、各市町村における感染症の状況を踏まえた災害時の対応が円滑に進むよう、必要な支援をされるようお願いいたします。

記

1. 関係部局間での自宅療養者等に関する情報共有等について

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、避難所における感染拡大を防止するために、改めて、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携して自宅療養者等に関する情報について適切に共有すること。情報共有に当たっては、「災害発生時における新型コロナウイルス感染

症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」(令和2年7月8日付け事務連絡)(※1)等を参考にすること。

※1：https://www.bousai.go.jp/pdf/corona_0708.pdf

2. 発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の避難について

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者についてはそれぞれ専用の避難所の確保も検討すること。一般の避難所に発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者が避難する場合には、それぞれ区別して管理するよう留意すること。この場合、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」（令和3年5月13日付け府政防第626号等）(※2)等において示しているとおり、可能な限り個室管理するほか、個室管理が困難な場合には、発熱、咳等の症状のある人と濃厚接触者についてそれぞれ専用スペース等を確保することとし、やむを得ず同室にする場合には、パーティションで区切る等の工夫をすること。

※2：https://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

伊藤、内田、真鍋、毛利

TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

鈴木、青木、木本

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

杉原、金川

TEL 03-3595-2257（直通）